

会友に関する細則

第1条 会則第13条第2項の規定に基づき、会友に関し必要な事項を定める。

第2条 本会の運営について、特に顕著な功績があった会員を会友として推戴することができる。

第3条 会友の選定は、会員の推薦により理事会が以下の条件により審議し、理事会の提案により、総会で推薦評価項目の説明を経て総会において承認をうける。

- (1) 団体会員図書館の所属職員個人で通算10年以上会員館に在任
個人会員で会員歴が15年以上
- (2) 本会の活動への関与を評価
役員（幹事・理事・監事）・委員長・委員または研究会等の講師・機関誌等への寄稿・所属機関の会場提供など概ね延べ5年間は活動に関与
- (3) 対象者個人が引き続き、本会への活動参加や貢献を希望する。

第4条 会友は、次の権利を有する。

- (1) 会長の求めに応じて意見を述べることができる。
- (2) 総会に出席し意見を述べることができる。
- (3) 会友は、表決権を除く、個人会員と同等の権利を有し、永年会員とする。
- (4) 会友の会費は、これを免除する。

第5条 この細則の変更は、総会の承認を必要とする。

附 則

- 1 この改正細則は、2018年4月21日から施行する。
- 2 名誉会長に関する細則は廃止する。